（判定依頼者記入欄）

判定受付番号等：

※指定発給機関からの依頼があれば御記入ください。

（表面）

（判定依頼者）　殿

年　　月　　日

水産品に係る加工証明書

　　氏名（加工業者等）　　　　　　　 　印

連絡先（住所及び電話番号）

産品は、下記のとおりであることを証明します。

記

１．加工水産製品の名称：

２．利用する経済連携協定

３．加工時期：　　年　　月（～　年　月）

４．加工地（都道府県名）：　　　　　　　　　　　□工船による洋上での加工のみ

５．使用原料：

　　　（使用原料の名称：　　　　　　　　　　）

□(1) 別途提示した漁獲・養殖証明書に記載された日本産水産製品のみを原料に使用。

□(2)(1)の日本産水産製品以外の水産製品についても原料に使用。

● 当該水産製品の原産国名：

（注１）４については、「工船による洋上での加工のみ」にチェックを入れた場合には、都道府県名の記入は不要です（裏面に必要事項をご記入ください）。

（注２）５については、使用した原料ごとにご記入ください。

（注３）加工水産製品の原料に漁獲・養殖証明書に記載した日本産水産製品以外の水産製品を使用している場合には、該当する経済連携協定の原産地規則（個別原産地規則）に合致していることを確認できる書類（当該原料のインボイスの写し又は売買関係書類等の写し）を添付してください。

（注４）特に、日インド経済連携協定については、品目別規則において「締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。」と定められている産品は、全ての使用原料（水産品以外のものも含む。）について、その旨を証明する必要があります。

（注５）様式に「印」とありますが、文書の作成名義人に係る電話番号やメールアドレスなどの連絡先が記載されていれば、押印は不要です。

（裏面）

（工船により洋上で水産製品を加工した場合には、以下の６～８についても必要事項をご記入ください。）

６．使用された工船 ：

工船名：【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】

漁業許可番号：【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】

漁船登録番号：【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】

□(1)使用された工船は以下①～③の全ての基準に適合している。

|  |
| --- |
| ①日本で漁船登録されている工船②日本の法令を遵守している工船③日本国民（又は日本資本の会社）が所有している工船 |

（注） 日ペルー及び日モンゴル経済連携協定については、上記工船を所有している会社（日本資本の会社である必要はありません）が、その本店及び活動拠点を両締約国のいずれかに有していることを示す証拠書類、及び非締約国に登録された漁船・工船を所有していない旨を記載した誓約書又は当該会社が所有している全ての漁船・工船のリスト（船名及び登録番号等）を添付してください。

□(2)(1)以外の場合

（注） 利用する経済連携協定の原産地規則に合致している旨の証拠書類を提示する必要があります。

７．幹部船員及び乗組員：

□(1)船長等の幹部船員（船舶職員）の全員及び７５％以上の乗組員が日本国籍を有する者

□(2)(1)以外の場合で、利用する経済連携協定の原産地規則（船舶の定義）に合致している。

（注１）利用する経済連携協定の原産地規則（船舶の定義）に合致していることを確認してください。

（注２）日ペルー、日豪、日モンゴル経済連携協定及びRCEP協定については、本規定について記載する必要はありません。

８．その他（参考資料の添付等）

□　６．で記載された工船ごとに、経済連携協定の原産地規則（船舶の定義における船員要件）に合致していることを示す船員名簿等の記録について、特定原産地証明書の発給日の翌日から５年間（ただし、日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定およびRCEP協定を利用する場合は３年間）は保存するとともに、締約国等の権限ある当局、経済産業大臣又は指定発給機関の求めに応じて提供することを約束します。

【日メキシコ】

「船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。」かつ「乗組員の七十五パーセント以上が当該締約国の国民であること。」

（別紙参考：各経済連携協定の船員に関する要件（仮訳））

※その他、船舶の所有に関する要件等があるので、協定本文を確認のこと

【日マレーシア】

「船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。」

【日チリ】

「船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。」かつ「乗組員の七十五パーセント以上が当該締約国の国民であること。」

【日タイ】

「船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。」

【日インドネシア】

「船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が両締約国の国民であること。」

【日ブルネイ】

「船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国民であること。」

【日アセアン】

「船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が一又は二以上の締約国の国民であること。」

【日フィリピン】

「船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。」かつ「乗組員の七十五パーセント以上が当該締約国の国民であること。」

【日スイス】

「船長及び上級乗組員のすべてが両締約国の国民であること。」かつ「乗組員の七十五パーセント以上が両締約国の国民であること。」

【日ベトナム】

「船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国の国民であること。」

【日インド】

「船長及び上級乗組員の総数の五十パーセント以上が両締約国の国民であること。」かつ「乗組員の二十五パーセント以上が両締約国の国民であること。」

【日ペルー】

（なし）

【日オーストラリア】

（なし）

【日モンゴル】

（なし）

【RCEP】

（なし）